

水産基本計画に基づく検討

水産基本計画(平成29年4月閣議決定)(抜粋)

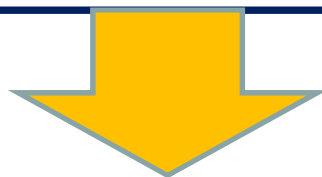
第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 浜プランを軸とした漁業・漁村の活性化

1 浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用

(5) 海技士等の人材の育成・確保

漁船漁業の乗組員不足に対応するため、水産高校等関係機関と連携して、計画的・安定的な人員採用を行う等、継続的な乗組員確保に努める。特に漁船員の高齢化及び減少に伴い、海技免状保持者の不足が深刻化していることを踏まえ、関係府省が連携し、水産高校、水産大学校、漁業学校、水産試験場等において、6か月間の乗船実習を含むコースを履修することで、卒業時に海技試験の受験資格を取得し、口述試験を経て海技資格を取得できる新たな仕組みについて、早急に作業を進め、平成30年4月を目途に実現を目指す。また、船舶の安全運航の確保の要請を踏まえつつも漁業における実態を反映した海技資格制度の運用の在り方について、早急に検討し、平成30年3月までに結論を得ることを目指す。



漁業の特徴である操業期間の長短といった漁業種毎の操業実態や漁船員の業務実態を確認し、漁業関係者からの要望を十分に踏まえて、海技資格制度の運用について検討を行った。

水産基本計画を踏まえた対応の概要

対応の状況

1. 「水産基本計画(平成29年閣議決定)」に基づく施策として、漁業の実態を反映した海技資格制度の運用のあり方について、「海技士確保に向けた漁船の乗組みのあり方等に関する検討会」を設置し、船舶の安全運航の確保の要請を踏まえつつ、将来を見据えた安定的な海技士の確保の観点から検討を行い、平成30年2月にとりまとめ。
2. 早期に海技士の資格を取得出来る仕組みが必要であるとの観点から、①早期受験資格の取得、②免許取得方法の多様化、③海技試験の受験機会の拡大について、順次実施中。

①早期受験資格の取得

- 必要な乗船履歴を3年間に短縮した新たな6級海技士養成コース(12日間)を設置できるよう制度整備
 - 今般、新たな6級海技士養成コースを設置できるよう、令和元年5月30日に、国土交通省告示(登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示)を公布・施行
- 水産高校在学中の乗船履歴と合わせ、必要な乗船履歴を2年から9月に短縮した乗船実習コースを設置できるよう制度整備
 - 今般、新たな4級海技士乗船実習コースできるよう、令和元年5月21日に、国土交通省令(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令)を公布・施行

②免許取得方法の多様化

- 学習方法の多様化に資するよう、e-ラーニング教材を活用できる航海当直部員講習を設置
- 筆記試験が免除となる海技大学の海技士養成コース(3級~5級)を有効活用するよう周知

③受験機会の拡大

- 長期操業により受験機会が少ない漁船員のため、筆記試験の科目合格の有効期間を3年間へと延長
- 漁期の終わりが不確定な漁船員を、既存の臨時試験の受験者として追加的に受け入れる仕組みを構築

6級海技士第二種養成施設の新たな課程の新設

1. さんま棒受網漁業等は、年間の操業期間が著しく短く、必要な乗船履歴の取得に長い年月を要する。

① 6級海技士第二種養成施設※の課程の新設

【現状】 漁業従事者にあつては6級海技士第二種養成施設の利用者が多いが、現行の6級海技士第二種養成施設は、入学資格として必要な乗船履歴を最低でも5年以上求めている。

【対応】 6級海技士第二種養成施設(航海・機関)に、3年以上の乗船履歴を入学資格とするコースを新設する。

【効果】 (1) 普通科高校や中学校を卒業し漁船員となっている者が、従来より短期間で海技士資格を取得できる。
 (2) 操業期間の短いさんま棒受網、遠洋かつお・まぐろ、大中型まき網漁業においては、年間15名程度の受講が見込まれる。

※第二種養成施設とは、乗船履歴を有する者を対象に当該施設を卒業することにより、海技士の試験のうち、筆記試験が免除となるもの。

| 種別 | 期間 | 入学資格等 |
|----------------------------------|---------------|---|
| 6級海技士 (航海) 第二種養成施設 | (新設) 12日以上 | 5トン以上の船舶に乗組み、船舶の運航に関する業務を <u>3年以上</u> 行った履歴(うち甲板部当直部員として <u>1年以上</u> 乗組んだ履歴を含む。) |
| | 6日以上 | 5トン以上の船舶に乗組み、船舶の運航に関する業務を <u>5年以上</u> 行った履歴(うち甲板部当直部員として <u>2年以上</u> 乗組んだ履歴を含む。) |
| | 3日以上 | 5トン以上の船舶に乗組み、船舶の運航に関する業務を <u>10年以上</u> 行った履歴(うち甲板部当直部員として <u>3年以上</u> 乗組んだ履歴を含む。) |
| 内燃機関 6級海技士 (機関) 第二種養成施設 | (新設) 12日以上 | 5トン以上の船舶に乗組み、機関の運転に関する業務を <u>3年以上</u> 行った履歴(うち機関部当直部員として <u>1年以上</u> 乗組んだ履歴を含む。) |
| | 6日以上 | 5トン以上の船舶に乗組み、機関の運転に関する業務を <u>5年以上</u> 行った履歴(うち機関部当直部員として <u>2年以上</u> 乗組んだ履歴を含む。) |
| | 3日以上 | 5トン以上の船舶に乗組み、機関の運転に関する業務を <u>10年以上</u> 行った履歴(うち機関部当直部員として <u>3年以上</u> 乗組んだ履歴を含む。) |

水産系高校卒業者を対象とした4級海技士養成課程の新設

1 背景

平成29年4月に閣議決定された水産基本計画において、海技免状保有者の不足が深刻化していることを踏まえ、水産高校、水産大学校等において6か月間の乗船実習を含むコースを履修することで、卒業時に海技試験の受験資格を取得出来る新たな仕組みを構築することとされた。

これを受け、水産系高校卒業生を対象とした新たな課程を平成31年度から設置するため、当該課程を修了した者に対する乗船履歴の短縮の特例等を規定。

2 現行制度

＜水産系高校における4級海技士資格取得までの流れ＞

※現行、水産系高校卒業生は、在学中に3月の乗船実習しか行っておらず、4級海技士試験を受験するためには、卒業後に1年9月の乗船履歴を積む必要がある。



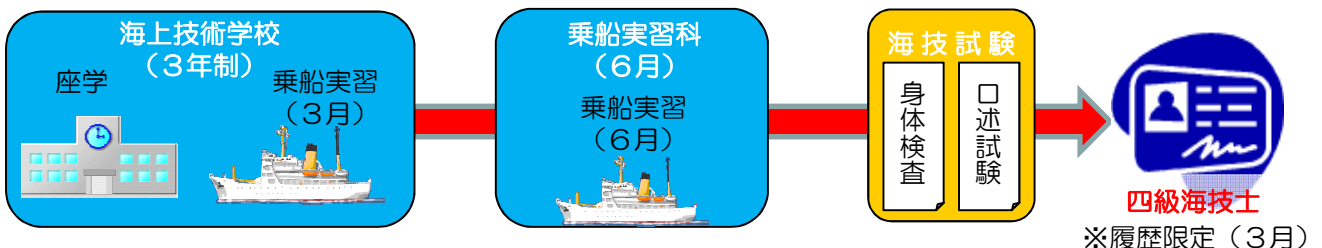
3 改正内容

- ▶ 水産系高校卒業後に乗船実習コース（国立研究開発法人水産研究・教育機構に設置）を修了することで、当該課程修了後すぐに海技試験の受験が可能。
- ▶ 現行の海技教育機構の課程と同様、海技免許取得後に3月間は船舶職員として乗船できない旨の履歴限定を付与。
- ▶ 上記について、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正（令和元年5月21日公布・施行）

＜新設コースにおける4級海技資格取得までの流れ＞



(参考) 独立行政法人海技教育機構本科における4級海技資格取得までの流れ



➡ 水産系高校卒業生が早期に海技資格を取得することが可能となり、海技免状保有者の増加に寄与。